

令和6年（行コ）第2号 旅券発給処分無効確認等請求控訴事件

控訴人 近藤ユリ

被控訴人 国

準備書面（3）

－ 法務省ホームページ（甲4）について －

2024年（令和6年）7月9日

福岡高等裁判所第3民事部 ホ係 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

弁 護 士 山 西 信 裕

原審の被告準備書面（１）１２６頁ウにおいて、「なお、国は、法務省ホームページにおいて、国籍法１１条１項の規定の内容を周知していることから（甲第４号証）、「被告は、それらの方法（引用者注：義務教育で教えたり、旅券に解説を印刷したり、ポスターを旅券事務所に掲示したり、旅券申請者にチラシを配布したりするなどして、国籍法１１条１項につき周知）を行うことなく漫然と時を過ごし」ていた（訴状・２７０ページ）という原告の主張は失当である。」と主張する。

そこで、甲第４号証の「国籍 Q&A」がいつの時点から法務省ウェブサイトに掲載されたかを INTERNET ARCHIVE WayBack Machine (<https://web.archive.org/>) を用いて調査したところ、２００２年１１月２０日時点では「国籍 Q&A」は存在せず、国際結婚や海外での出生等に関する涉外戸籍の説明と、国籍選択に関する解説があるのみで、国籍法１１条１項について甲第４号証と同様の説明をする「国籍 Q&A」の存在が初めて確認できたのは２００７年７月２０日であった（甲１５５の１～１５５の４）。

すなわち、被控訴人は、控訴人が米国国籍取得のための準備を進めていた２００４年より前の時点では、法務省ホームページにおいて、国籍法１１条１項についての周知は行っていなかった。

そして現在でも被控訴人は、国籍法１１条１項について義務教育で教えたり、旅券に解説を印刷したり、ポスターを旅券事務所に掲示したり、旅券申請者にチラシを配布したりするなどして周知することは行っていない。

以上